

入札参加停止措置の概要

商 号 又 は 名 称	パナソニック産機システムズ（株）											
所 在 地	東京都墨田区押上１－１－２											
認 定 番 号	００－０２３３００											
入札参加停止期間	令和７年３月１９日 から 令和７年４月１８日まで（１か月）											
事 実 概 要	当該資格者は、建設業法の規定に違反し、不適格者を工事現場に主任技術者として配置していた。このことが、建設業法第２８条第１項第２号に該当すると認められるとして、令和７年１月３１日、国土交通省関東地方整備局から監督処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。											
理 由	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第２第11号（不正又は不誠実な行為）に該当し、建設工事の契約の相手方として不適当であると認められるため。											
備 考	<table><tr><th colspan="3">【別表第２ 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準】</th></tr><tr><th colspan="2">措 置 要 件</th><th>期 間</th></tr><tr><td>不 正 又 は 不 誠 実 な 行 為</td><td>11 別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき</td><td>当該認定をした日から 1 か月以上9 か月以内</td></tr></table>			【別表第２ 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準】			措 置 要 件		期 間	不 正 又 は 不 誠 実 な 行 為	11 別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1 か月以上9 か月以内
【別表第２ 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準】												
措 置 要 件		期 間										
不 正 又 は 不 誠 実 な 行 為	11 別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1 か月以上9 か月以内										